

生命保険契約照会制度 申請チェックリスト

申請前の確認・照会できる人・必要書類(亡くなった方の照会) | 登録不要・無料・2026年版

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 2

申請の前に、家族で生命保険契約を探す 生命保険協会の案内

生命保険契約照会制度には利用料と公的書類が必要です。生命保険協会は、まず家族で生命保険契約を調べ、申請する必要があるかを検討するよう案内しています。

✓	探すもの	メモ(見つかった会社名など)
☐	生命保険証券を探す 自宅の書類・金庫・貸金庫など	
☐	生命保険会社から定期的に届く通知物を探す 契約内容のお知らせ・控除証明書など	
☐	預金通帳で保険料の口座振替履歴を確かめる 引き落とし先の会社名をメモする	

照会できる人 照会対象者が亡くなった場合(平時利用)

✓	照会者の要件	注意(生命保険協会の案内)
☐	照会対象者の法定相続人	内縁関係の人は法定相続人に含まれない。相続を放棄した人は初めから法定相続人でなかったものとされる
☐	照会対象者の遺言執行者	
☐	法定相続人の法定代理人	成年後見人・親権者・未成年後見人・生命保険に関する代理権を付与された保佐人および補助人
☐	法定相続人の任意代理人	弁護士・司法書士・行政書士に限る(税理士・相続財産清算人(管理人)・破産管財人は不可)
☐	遺言執行者の任意代理人	弁護士・司法書士・行政書士に限る

必要書類 法定相続人が照会代表者になる場合

✓	#	書類	メモ(請求先・請求日・受取日)
☐	1	照会代表者の本人確認書類(1種類) 運転免許証／運転経歴証明書・健康保険の資格確認書(現住所の記載があるもの)・マイナンバーカード・証明日から3か月以内の住民票・証明日から3か月以内の印鑑登録証明書。住民票の個人番号・本籍は黒塗り	
☐	2	法定相続情報一覧図(法務局認証済み) 原則としてこれを出す。「相続案内図」「相続関係図」とは異なる。一覧図は本籍の黒塗り不要	
☐	3	(やむを得ない事情により一覧図を出すのが難しい場合)照会対象者と照会者の関係を示す戸籍等 照会者欄に「除籍」と記載されたものは不可。子は自分の現在の戸籍全部事項証明書(死亡日以降に発行)＋照会対象者の除籍全部事項証明書(死亡日の記載のあるもの)など。親・兄弟姉妹・甥姪は照会対象者の出生～死亡まですべて辿れる戸籍が必要。本籍・従前戸籍・新本籍等は黒塗り	
☐	4	照会対象者の死亡が確認できる書類(死亡診断書など) 法定相続情報一覧図を出す場合や、戸籍の照会対象者の欄に死亡日の記載がある場合は不要	
☐	5	ほかの照会者の「委任状 兼 同意書」(WEB:ウェブ用様式／書面:書面様式2) 照会代表者のほかにも照会者がいる場合だけ。照会者ごとに戸籍等も必要(最大9名)	
☐	6	書面様式1(申請書 兼 同意書) 書面申請のときだけ。照会代表者が記入	

提出のときの注意(生命保険協会の案内)

- WEB申請:書類はスキャンまたは撮影してマイページにアップロード。戸籍等は部分的ではなくすべてのページを出す。電子メールでの提出は受け付けていない。
- 書面申請:戸籍全部事項証明書等の公的書類はすべて写し(コピー)を出す。出した書類は返却されない。返信用封筒の同封は不要。
- 保険金の請求で原本が要る場合でも、生命保険協会から生命保険会社へ原本は渡されない。請求に使う書類は手元に残しておく。
- 回答は照会代表者にまとめて届き、照会代表者は全員分の回答内容を知ることができる。

メモ(照会代表者になる人・ほかに照会にする家族・取り寄せ中の書類)

生命保険契約照会制度 申請チェックリスト

申請の流れ・利用料・回答で分かること・見つかった会社のメモ

WEB申請の流れ 生命保険協会はWEB申請を勧めている

✓	ステップ	やること	メモ
☐	1 ユーザー登録・マイページ作成	@seiho.or.jp からのメールを受信できるよう設定しておく	登録した日:
☐	2 様式のダウンロード・書類のアップロード	ウェブ用様式はマイページから。不備があればメールで修正の依頼が届く	提出した日:
☐	3 利用料(6,000円)の支払い	受付完了後の支払依頼メールに沿って、クレジットカードかコンビニで払う	払った日:
☐	4 照会結果の受取り	マイページで結果通知のPDFを受け取る(iPhoneのSafariでは表示されない場合あり)	受け取った日:

書面申請の流れ

✓	ステップ	やること	メモ
☐	1 申請書等の取り寄せ	Webフォームに照会代表者の情報を入力すると、申請書等が郵送で届く	取り寄せた日:
☐	2 申請書・必要書類の郵送	記入した申請書等と必要書類(写し)を照会制度事務局へ郵送	送った日:
☐	3 利用料(7,000円)の支払い	受付完了の連絡と支払方法の案内が簡易書留で届く。コンビニ払いのみ	払った日:
☐	4 回答書の受取り	照会代表者あてに簡易書留で届く	受け取った日:

利用料と回答までの期間

利用料(照会対象者1名につき)	WEB申請 6,000円・書面申請 7,000円(税込)
支払方法	WEB:クレジットカードまたはコンビニ払い／書面:コンビニ払いのみ
返金・訂正	受領した利用料は原則返還されない。調査開始後は申請内容を訂正できず、新規の照会として利用料が別途かかる
回答まで	利用料の支払いから14営業日(3週間程度)。2026年10月11日時点で、書面申請は通常より時間がかかっている

照会結果で分かること

- 契約があった生命保険会社の欄に「○」
- 死亡の照会で、照会者が保険金等を請求できると判断される場合は備考欄に「請求可能契約あり」
- 照会者が死亡保険金受取人になっている契約は、その旨

照会結果で分からないこと(対象外)

- 契約内容・保険金額(協会は個々の契約内容を把握していない。生命保険会社に直接問い合わせる)
- 死亡保険金支払済・解約済・失効済の契約
- 財形保険・財形年金保険、支払が開始した年金保険、保険金等が据置きとなっている保険

契約が見つかった生命保険会社のメモ 契約内容の照会・請求は各社へ(生命保険協会は代行しない)

問い合わせるときは「生命保険協会の生命保険契約照会制度を利用した」と伝えます。保険金・給付金の権利者以外には回答されない場合があります。

生命保険会社	○	請求可能契約あり	連絡した日	メモ(案内された書類など)

このチェックリストについて

生命保険協会の公式ページと「ご利用の手引き」(2026/6/1版)をもとにした一般的なチェックリストです。照会者の立場や事情によって必要な書類は変わり、生命保険協会から追加の書類を求められることもあります。生命保険協会の様式・診断書はこのPDFに含みません。相続人の範囲、遺言の扱い、保険金の税金など個別の判断は、弁護士・司法書士・税理士に相談してください。

出典(2026年10月11日確認):生命保険協会「生命保険契約照会制度のご案内」www.seiho.or.jp/contact/inquiry/ / 「必要書類(平時利用、照会対象者の死亡)」/ 「申請方法の選択」/ 「ご利用の手引き」(WEB手続用・書面手続用) / 「生命保険契約照会制度利用規約」/ 「回答イメージ」/ 「特定商取引法に基づく表示について」